

鳥取県告示第192号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項本文の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成23年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期間
鳥取県 第525号	魚かす粉末	魚かす粉末 肥料	窒素全量 8.0 りん酸全量 6.0	該当なし	有限会社錦海化成 境港市昭和町7-3	平成23年3月15 日から平成29年 3月14日まで
鳥取県 第526号	蒸製魚鱗及 びその粉末	魚鱗粉末肥 料	窒素全量 6.5 りん酸全量 18.0	〃	〃	〃